

制定 平成 31 年 4 月 1 日

改訂 令和 6 年 4 月 1 日

設備工事積算要領

令和 6 年 4 月

大阪市都市整備局企画部

公共建築課（設備グループ）

目次

第1編 総則

第1章 目的

第2編 公共建築工事標準単価積算基準の運用

第1章 総則

1. 基本的事項
2. 単価及び価格の算定
3. 歩掛り
4. 単価及び価格の適用
5. 設計変更時の取り扱い

第3編 公共建築設備数量積算基準の運用

第1章 総則

第2章 共通事項

1. 共通事項

第3章 電気設備工事

1. 共通工事
2. 電力設備工事
3. 通信・情報設備工事
4. 改修工事

第4章 機械設備工事

1. 共通工事
2. 空気調和設備工事
3. 給排水衛生設備工事
4. 改修工事

第4編 公共建築工事共通費積算基準の運用（設備工事のみ適用分）

第1章 共通費の区分と内容

第2章 その他

1. 「積算基準等資料」第3編第1章4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の適

用について

第1編 総則

第1章 目的

本運用は、統一基準における「公共建築工事標準単価積算基準」（以下、「単価基準」という。）、「公共建築工事共通費積算基準」（以下、「共通費基準」という。）及び「公共建築設備数量積算基準」（以下、「設備数量基準」という。）の運用を大阪市都市整備局企画部公共建築課（設備グループ）として定めたもので、適正な工事費の積算に資することを目的とする。

第2編 公共建築工事標準単価積算基準の運用

第1章 総則

1. 基本的事項

第1編 総則

1 基本的事項

この基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。

2. 単価及び価格の算定

2 単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については次による。

(1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。

イ. 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

ロ. 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

ハ. 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

ニ. 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

ホ. その他

「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表2参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

(3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第2編～第4編に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含

む。)によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

(4) 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。

(1) 材料価格等

「材料価格等」とは、建物毎に個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。

○「製造業者の見積価格」の取り扱いについて

当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、最安値の見積書を基に類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

(2) 複合単価

(3) 市場単価

○「物価資料に掲載された「建築工事市場単価」の取り扱いについて

市場単価による場合は建築施工単価（経済調査会発行）又は建築コスト情報（建設物価調査会発行）に掲載の「建築工事市場単価」のうち安価を採用する。

○単価基準 第1編2（3）の掲載条件が異なる場合で市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事積算基準等資料」（以下「積算基準等資料」という。）第4編第1章5による。

(4) 上記以外の単価及び価格

○「物価資料の掲載価格」について

物価資料による場合は積算資料（経済調査会発行）又は建設物価（建設物価調査会発行）等の掲載価格のうち安価を採用する。

○「製造業者・専門工事業者の見積価格」について

必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等を確認する。

当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、最安値の見積書を基に類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

○都市ガス設備工事の単価及び価格について

都市ガス設備工事（内管工事）の単価及び価格は、ガス事業者の規定による。

3. 歩掛り

3 歩掛り

「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、第2編～第4編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。なお、歩掛りにおける構成については次による。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

(2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

(4) その他

「その他」は、表3-1-1～3の工種毎の率による。

「その他」の率は、「単価基準」表3-1-1 建築工事、表3-1-2 電気設備工事及び表3-1-3 機械設備工事の中間値+1%を採用する。

4. 単価及び価格の適用

4 単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、第2編～第5編によるほか次による。

(1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。

(2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。

(3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。

(4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。

(5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。

(6) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する書式は、「公共建築工事見積標準書式」によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。

(6) 見積価格を得るために使用する書式は、「公共建築工事見積標準書式」を参考とする。

5. 設計変更時の取り扱い

5 設計変更時の取り扱い

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

当初設計の工事費内訳書に対応する種目及び科目がない場合の単価及び価格は、監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

第3編 公共建築設備数量積算基準の運用

第1章 総則

第1編 総則

1 適用

この基準は、電気設備及び機械設備の新営工事（新築及び増築）及び改修工事（模様替え及び修繕）に適用する。

2 基本事項

- (1) 数量を求める対象は、「公共建築工事内訳書標準書式」において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- (2) 数量は、原則として設計数量とする。ただし、計画数量を求める場合は、この基準に示す方法に基づいて計測・計算する。なお、設計数量及び計画数量は、次による。
 - 1) 設計数量とは、設計図書に記載されている台数、組数及び個数並びに設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量をいう。
 - 2) 計画数量とは、設計図書に基づいた施工計画により求めた数量をいう。
- (3) 設計寸法とは、設計図書に記載された寸法、記載された寸法から計算によって得られる寸法及び計測により読み取ることのできる寸法をいう。
- (4) 計測における寸法の単位は、原則としてmとする。
- (5) 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、m²、m³、kg及びtとし、機器の単位は、基、面、台、個、組等とする。ただし、少量の改修が点在する場合の数量は、か所等の単位とすることができる。
- (6) 計測・計算における端数処理及び有効数値は、原則として次による。
 - 1) 端数の処理は、四捨五入とする。
 - 2) 長さは、小数点以下第1位とし、面積、体積及び質量は、小数点以下第2位とする。また、計測・計算過程においても同様とすることができる。なお、電子データの数値については、計測・計算過程において、その数値を活用してもよい。
- (7) 工事費内訳書の数量は、原則として小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。
- (8) 数量は、公共建築工事標準単価積算基準における単価に対応したものとする。
- (9) 計測・計算に略算法を用いるときは、適切な方法による。
- (10) 計測・計算に統計値を用いるときは、適切な統計値による。
- (11) 計測・計算は、工事費内訳書による種目、科目（中科目）及び細目に区分するほか、第2編以降による。

代価表及び別紙明細の単価に対応する数量は、計測した数値を採用する。

内訳書の単価に対応する数量は、員数ものは設計数量のとおりとし、計測もので1未満のものは1とする。

(6)～(11) 都市ガス設備工事（内管工事）における計測・計算、数量等の処理は、ガス事業者の規定による。

第2章 共通事項

1. 共通事項

(1) 機器搬入・搬出

第2編 共通事項

第1章 共通事項

第1節 機器搬入・搬出

1 適用範囲

単体の質量が100kg 以上の機器類における搬入・搬出に適用する。

2 計測の区分

機器搬入・搬出は、質量及び容積により、600kg/m³以上の重量品と600kg/m³未満の容積品に区分する。

3 計測・計算

(1) 対象とする質量は、単体の機器の質量とする。

(2) 重量品の質量は、機器類の質量に対応した補正率を乗じたものとする。

(3) 容積品の質量は、機器類の容積当たりの質量に対応した補正率を乗じたものとする。

(2) 土工事・地業工事

第2節 土工事・地業工事

1 適用範囲

地中配管、ハンドホール、桝類、地下タンク等の土工事・地業工事に適用する。

2 計測の区分

土工事は、根切り、埋戻し及び建設発生土処理に区分し、地業工事は、砂利地業、砂地業及び捨コンクリート地業に区分する。

3 計測・計算

(1) 根切り、埋戻し及び建設発生土処理は、計画数量とし、砂利地業、砂地業及び捨コンクリート地業（以下「砂利地業等」という。）は、原則として設計数量とする。

(2) 土工事の計測・計算は、根切り基準線から行うものとする。なお、根切り基準線は、設計地盤を原則とする。

(3) 土の掘削による土砂量の増加及び締固めによる土砂量の減少はないものとする。

(4) 土工事の数量は、重複のない数量とする。

(5) 地中配管の根切りの数量は、根切り幅に根切り長さ及び根切り深さを乗じた体積とする。また、ハンドホール、桝類、地下タンク等（以下「地中埋設物等」という。）の場合は、根切り面積に根切り深さを乗じた体積とする。

1) 根切り幅は、地中配管の呼び径に、両側の余幅を加えたものとする。

2) 根切り長さ及び根切り面積は、次による。

① 地中配管の根切り長さは、配管長とする。ただし、ハンドホール又は桝類がある場合は、重複する土工事分の長さを差引いたものとする。

② 地中埋設物等の根切り面積は、原則として地中埋設物等の底面寸法の各辺に余幅を加えた面積とする。

- 3) 根切り深さは、根切り基準線から地中配管、地中埋設物等の底面までの深さに、砂利地業等の厚さを加えたものとする。
- 4) 根切りの方法は、根切り深さ1.5m未満の場合は直掘り工法とし、1.5m以上の場合は法付け工法とする。
- 5) 直掘り工法の余幅は、地中配管の場合、根切り深さが1m未満では0.2m、1m以上1.5m未満では0.4mとする。地中埋設物等の場合は、根切り深さが1.5m未満では0.5mとする。
- 6) 法付け工法の余幅は、作業上のゆとり幅に、法幅（根切り基準線における根切りのひろがり）の1/2を加えた幅をいう。なお、ゆとり幅及び法幅は、次による。
- ① 法付け工法の作業上のゆとり幅は、地中配管においては0.3mとし、地中埋設物等においては0.5mとする。
- ② 法付け工法の法幅は、根切り深さに係数を乗じたものとする。なお、土質と根切り深さに応じた係数は、適切な統計値によるものとする。指定のない場合の普通土の係数は、根切り深さが1.5m以上5.0m未満の場合は0.3を標準とする。
- (6) 埋戻しの数量は、根切りの数量から地中配管、根切り基準線以下の地中埋設物等、砂利地業等の体積を減じたものとする。ただし、呼び径が200以下の地中配管の体積は減じないものとする。
- (7) 建設発生土処理の数量は、根切りの数量から埋戻しの数量を減じたものとする。
- (8) 砂利地業等の数量は、砂利地業等の面積に厚さを乗じた体積とする。
- 1) 地中配管の砂地業の面積は、根切り底面積とする。
- 2) 地中埋設物等の砂利地業等の面積は、地中埋設物等の底部の設計寸法の側面に0.1mの出幅を加えて計算した面積とする。

(土工事・地業工事)

- ① 根切り、埋戻し、残土処分及び砂利地業は、設計数量とする。
- ② 人力の土工事は、機械施工が不可能な場合又は小規模な工事で機械施工が割高となる場合に適用する。
- ③ 機械施工の場合のバックホウ容量による根切り最低幅は次による。

バックホウ容量(m ³)	0.13	0.28	0.45
根切り最低幅(m)	0.5	0.75	1.0

ただし、機械設備工事における機械施工の場合のバックホウ容量は原則として0.28(m³)を適用する。

(3) コンクリート工事

第3節 コンクリート工事

1 適用範囲

機器類の基礎、地中埋設物等のコンクリート工事に適用する。

2 計測の区分

コンクリート工事は、コンクリート、型枠、鉄筋及びモルタルに区分する。

3 計測・計算

- (1) コンクリートの数量は、コンクリートの面積にその高さ又は厚さを乗じた体積とする。ただし、躯体の上に無筋コンクリートがある場合の機器類の基礎の高さは、無筋コンクリートの厚さを加えたものとする。また、鉄筋、電線管及び配管類による体積の欠除はないものとする。
- (2) 型枠の数量は、コンクリート側面の面積とする。
- (3) 鉄筋の数量は、コンクリートの設計寸法に基づく長さに、単位質量を乗じた質量とする。
- (4) モルタルの数量は、モルタル塗りを行うコンクリート面の面積とする。
- (5) 直ならし仕上げの数量は、コンクリート面の面積とする。

(4) はつり工事

第4節 はつり工事

1 適用範囲

壁又は床等のはつり工事に適用する。

2 計測の区分

はつり工事は、貫通口はつり、溝はつり及び面はつりに区分する。

3 計測・計算

- (1) 貫通口はつりの数量は、口径又は面積及びコンクリートの厚さごとの箇所数とする。
- (2) 溝はつりの数量は、はつり幅及び深さごとの長さとする。
- (3) 面はつりの数量は、はつり部分の表面積とする。

(5) 発生材処理

第5節 発生材処理

1 適用範囲

発生材の構外搬出処理に適用する。

2 計測の区分

発生材は、発生材の種類、積込み方法、処分先及び処分方法ごとに、積込み、運搬及び処分に区分する。

3 計測・計算

- (1) 発生材は、設計図書に基づく数量とする。

(6) 直接仮設

第6節 直接仮設

1 適用範囲

改修工事における足場、仮設間仕切り、養生の直接仮設工事に適用する。

2 計測の区分

直接仮設は、足場、仮設間仕切り、養生の種類ごとに区分する。

3 計測・計算

(1) 直接仮設は設計図書に数量の記載がある場合は、その数量による。ただし、数量の記載がない場合は、次による。

1) 墨出しの数量は、原則として計測・計算の対象としない。

2) 足場の数量は、種別に応じた対象面積、長さ又は箇所数とし、次による。

① 外部足場

外部足場の数量は、足場の中心の水平長さと構築物等の上部までの高さによる面積とする。また、最上部に設置する安全手すりの数量は、足場の水平長さとする。災害防止用の垂直ネット張りの数量は、必要に応じた掛け面積（掛け m^2 ）とする。仮設ゴンドラ、高所作業車の数量は、台数又は箇所数とする。

② 内部足場

内部足場の数量は、足場設置対象の床面積とする。なお、階高が4.0mを超える内部足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場の区分に応じた足場設置対象の床面積とする。

3) 仮設間仕切りの数量は、種別ごとの面積、長さ又は箇所数とする。

4) 養生及び整理清掃後片付けの数量は、種別ごとの面積、長さ又は箇所数とし、次による。

① 資材搬入通路の養生

資材搬入通路（廊下、階段室、ホール等）の養生の数量は、通路幅を2mとした床面積とする。ただし、対象とする通路幅が2m未満の場合は、その幅を通路幅とした床面積とする。

② エレベーターの養生

既設エレベーターかご内の養生の数量は、かご内壁の対象面積（壁の長さ×養生に必要な高さ）及び床面積とする。ただし、同一のエレベーターごとの箇所数としてもよい。

第3章 電気設備工事

1. 共通工事

(1) 配管・配線工事

第3編 電気設備工事

第1章 共通工事

第1節 配管・配線工事

1 適用範囲

電線類及び電線保護物類に適用する。

2 計測の区分

配管・配線工事は、用途、種類、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

(1) 電線類及び電線保護物類の数量は、次による。

- 1) 機器及び器具相互間の数量は、原則としてそれぞれの中心間における長さとする。
- 2) 壁面に取付ける機器等に接続する配管・配線の数量は、壁面までの長さに立上り及び引下げの数量を加えたものとする。
- 3) 立上り及び引下げの数量は、原則として床又は各階標準天井面より機器等の中心までの長さとする。
- 4) ケーブルラック、金属ダクト、床ピット等に敷設する電線類の数量は、中心線上における長さとする。
- 5) 電線保護物類内に配線された電線類の数量は、電線保護物類の長さとする。

(2) カップリング、ブッシング、エントランスキャップ、ノーマルバンド等の附属品の数量は、計測の対象としない。ただし、防爆工事用の附属品の数量は計測の対象とする。

(3) 市場単価に含まれる支持材は、計測の対象としない。ただし、耐震支持のために付加される部分は計測の対象とする。

(4) 金属ダクトの数量は、中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。また、支持材は寸法ごとの個数とする。

(5) ケーブルラックの数量は、次による。

- 1) ケーブルラックは、曲がり部及び分岐部を含めた中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。
- 2) 段敷設の場合は、段ごとに形式及び寸法を計測する。なお、最大幅のものを1段目とする。
- 3) セパレータ並びにラック用カバーは、形式及び寸法ごとに計測する。

(6) 電線保護物類のスリーブ工事の数量は、開口寸法、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。

(7) ライティングダクトの数量は、中心線上における長さとし、曲がり部、分岐部等の附属品は、形式及び定格ごとの個数とする。

(8) バスダクトの数量は、中心線上における長さとし、曲がり部及び分岐部は、形式及び定格ごとの個数とする。

(9) プルボックスの数量は、形式、材質及び寸法ごとの個数とし、位置ボックスの数量は、材質ごとの個数とする。

(10) ボンディングの数量は、次による。

1) 位置ボックス用ボンディングは、必要とする位置ボックスの個数とする。

2) プルボックス及び盤類と接続する電線管のボンディングは、必要に応じ計測する。なお、計測する場合は、電線管の種類及び呼び径ごとの個数とする。

(11) 箱入れの数量は、開口寸法及びコンクリートの床・壁の厚さごとの個数とする。

(12) 防火区画等の貫通部処理の数量は、種類、寸法及び部位ごとの個数とする。

(13) 高圧ケーブルの端末処理の数量は、規格、寸法及び仕様ごとの個数とする。

(14) 低圧ケーブルの端末処理の数量は、原則として計測の対象としない。ただし、モールド工法による直線・分岐接続する箇所は、計測の対象とし、寸法及び仕様ごとの個数とする。

(15) 光ファイバケーブルの直線接続及び成端接続の数量は、ケーブルの心数ごとの個数とする。

(16) 情報通信ケーブルの端子接続の数量は、ケーブルの対数ごとの個数とする。ただし、端子盤等の施工費にてケーブル接続を見込む場合は、計測の対象としない。

(17) 配管、機器等の現場塗装の数量は、施工上の分類及び関連材料に区分し、次による。

1) 配管の塗装の数量は、配管の呼び径ごとの長さとする。

2) 配管以外の塗装の数量は、表面積とする。

(配管・配線工事)

① 次のものは、雑材料に含むものとし計上しない。

・位置ボックス用及びプルボックス用ボンディング

・長さ1 m以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。

但し、波付硬質合成樹脂管及び線ぴ類については導入線を計上しない。

② 波付硬質合成樹脂製管のベルマウス及び枕材は付属品に含むものとし計上しない。

③ 高圧架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）は単価基準第3編第1章第1節表1-1-8の労務所要量を適用する。

(2) 接地工事

第2節 接地工事

1 適用範囲

雷保護設備及びその他設備（保安用、機能用）の接地工事に適用する。

2 計測の区分

接地工事は、種目、用途等により区分する。

3 計測・計算

(1) 接地の数量は、接地工事の種類及び接地極の規格・仕様ごとの個数とする。

(2) 接地極埋設標の数量は、原則として接地極の埋設箇所数とする。

(3) 接地端子箱の数量は、形式ごとの個数とする。

2. 電力設備工事

(1) 機器

第2章 電力設備工事

第1節 機器

1 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

(1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。

(2) 電力貯蔵設備の数量は、次による。

1) 直流電源装置の数量は、整流装置、蓄電池等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収納されている場合は、直流電源装置の個数とする。

2) 交流無停電電源装置の数量は、整流器、インバータ、蓄電池等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収容されている場合は、交流無停電電源装置の個数とする。

3) 電力平準化用蓄電装置の数量は、電力平準化用蓄電池、交直変換装置、系統連系保護装置等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収容されている場合は、電力平準化用蓄電装置の個数とする。

(3) 発電設備の数量は、次による。

1) 内燃機関の発電装置における発電機、原動機、燃料タンク等の数量は、機器の仕様ごとの個数とする。ただし、共通台床等に搭載されている場合は、発電装置の個数とする。

2) 太陽光発電装置の数量は、太陽電池アレイ、支持架台、パワーコンディショナ等の仕様ごとに区分する。

3) 風力発電装置の数量は、風力発電装置、制御装置等の仕様ごとに区分する。

4) 燃料電池発電装置の数量は、発電ユニット、貯湯ユニット、パワーコンディショナ等の仕様ごとに区分する。

(2) 盤類

第2節 盤類

1 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の盤類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

盤類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

(1) 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。

(2) 高低圧受配電盤（開放形受変電設備含む）等の数量は、仕様及び用途ごとの個数とする。
なお、変圧器、高圧進相コンデンサ及び高圧進相コンデンサ用直列リアクトルの数量は、仕様ごとの個数とする。

(3) 器具類

第3節 器具類

1 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の器具類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

(1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。

(2) 配線器具の数量は、形式及び容量による組合せごとの個数とする。

(3) 照明器具の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。

(4) 電動機並びに電極の結線及び接続の数量は、次による。

1) 電動機結線の数量は、始動方式ごとの個数とする。

2) 電極結線の数量は、電極ごとの個数とする。

3) 電動機その他接続材の数量は、電線管の種類及び呼び径ごとの個数とする。

(5) 開放形受変電設備用工事材料の数量は、次による。

1) 母線等の数量は、材質及び寸法ごとの長さとする。

2) フレームパイプ及び補助鋼材の数量は、規格及び寸法ごとの長さとする。

(6) 雷保護設備の数量は、次による。

1) 突針の数量は、突針及び支持管の組合せごとの個数とする。

2) むね上導体及び導線の数量は、規格及び寸法ごとの長さとする。ただし、支持ボルトは、計測の対象としない。

3) むね上導体の附属品の数量は、材質及び種類ごとの個数とする。

(4) 構内電線路工事

第4節 構内電線路工事

1 適用範囲

架空及び地中に施設される電線路に適用する。

2 計測の区分

構内電線路工事は、架空及び地中電線路に区分する。

3 計測・計算

(1) 架空電線路の数量は、次による。

- 1) 電柱、支柱及び支線柱の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
- 2) 装柱材料の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
- 3) 支線の数量は、規格及び寸法ごとの個数とする。
- 4) 架空電線及び引込電線の数量は、規格、寸法ごとの長さ及び径間数とする。
- 5) 柱上変圧器、高圧負荷開閉器等の数量は、電気方式、種類及び容量ごとの個数とする。

(2) 地中電線路の数量は、次による。

- 1) 地中ケーブルの保護材及び埋設標識シートの数量は、種類、規格及び寸法ごとの長さとする。
- 2) ケーブル埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。
- 3) 防水鉄管の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
- 4) マンホール、ハンドホールの数量は、種類、規格、寸法及び仕様別ごとの個数とする。

3. 通信・情報設備工事

(1) 機器

第3章 通信・情報設備工事

第1節 機器

1 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 構内交換機の数量は、交換機、電源装置、局線中継台等の形式及び容量ごとの個数とする。
ただし、交換機に電源装置等を内蔵する場合は、交換装置の個数とする。
- (3) 監視制御装置の数量は、監視操作装置、信号処理装置、記録装置等の仕様ごとの個数とする。
ただし、簡易形等一体となる場合は、監視制御装置の個数とする。

(2) 盤類

第2節 盤類

1 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の盤類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

盤類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

(1) 端子盤の数量は、収容端子等の構成、形式及び構造ごとの個数とする。

(2) テレビ機器収容箱の数量は、形式及び寸法ごとの個数とする。ただし、機器収容箱に組み込まれている増幅器、分配器等の数量は、形式ごとの個数とする。

(3) 火災報知機器収容箱の数量は、組み込まれる機器の組合せごとの個数とする。ただし、消火栓箱組み込み機器収納箱の場合は、機器ごとの個数とする。

(3) 器具類

第3節 器具類

1 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の器具類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

(1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。

(2) 末端機器が実装されない場合のプレート類の数量は、プレートの材質及び種類ごとの個数とする。

4. 改修工事

第4章 改修工事

本章に特記なき事項は、本編第1章「共通工事」、第2章「電力設備工事」、第3章「通信・情報設備工事」に定めるところによる。

(1) 撤去工事

第1節 撤去工事・取外し工事

1 適用範囲

電力設備、通信・情報設備の撤去・取外し工事に適用する。

2 計測の区分

撤去・取外しは、配管・配線、機器、盤類、器具類等に区分する。

3 計測・計算

(1) コンクリート埋込部分の配管は、計測の対象としない。

(2) 付随して撤去・取外しされるものは、原則として計測の対象としない。

(3) 分別は、設計図書に記載された方法に従い、計測する。

(2) 試験、調査

第2節 試験、調査

1 適用範囲

電力設備工事並びに通信・情報設備工事の試験及び調査に適用する。

2 計測の区分

試験及び調査に区分する。

3 計測・計算

(1) 改修部位以外の関連試験は、設計図書に記載された内容、項目ごとに計測する。

(2) 総合動作試験は、設計図書に記載された内容、項目ごとに計測する。

(3) 非破壊調査は、部位、調査方法ごとに計測する。

第4章 機械設備工事

1. 共通工事

(1) 配管工事

第4編 機械設備工事

第1章 共通工事

第1節 配管工事

1 適用範囲

空調設備工事、給排水衛生設備工事の配管、配管附属品及び計器その他に適用する。

2 計測の区分

配管工事は、施工上の分類及び関連材料により区分する。

3 計測・計算

(1) 配管の数量は、次による。

- 1) 配管の数量は、直線長さとする。ただし、曲がり部は、始点及び終点に接して延長した直線の交点までの長さとする。
- 2) 配管の数量は、弁類、防振継手、伸縮管継手、フレキシブルジョイント等の配管附属品による欠除はないものとする。

(2) 空調設備の配管の数量は、(1) によるほか、次による。

- 1) 冷温水・冷水・温水配管の主管等からの分岐部の配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 2) ファンコイルユニット等に接続する配管の数量は、冷温水・冷水・温水配管の主管等からの立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 3) 蒸気・還水配管の主管等からの分岐部の配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 4) 放熱器等に接続する配管の数量は、蒸気・還水配管の主管等からの立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 5) パッケージ形空調機等の冷媒配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。

(3) 給排水衛生設備の配管の数量は、(1) によるほか、次による。

- 1) 衛生器具等に接続する配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 2) 屋外排水管の数量は、原則として、排水桝の中心間における長さとする。
- 3) 水道本管からの給水引き込み配管の数量は、水道事業者の規定による。
- 4) 下水道本管へ接続する排水管の数量は、下水道事業者の規定による。

(4) 配管附属品の数量は、次による。

- 1) 弁類、防振継手、伸縮管継手、フレキシブルジョイント等の数量は、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。
- 2) 弁装置類の数量は、種別及び呼び径ごとの組数とする。
- 3) 合成樹脂製支持受の数量は、規格及び呼び径ごとの個数とする。
- 4) 地中埋設管の埋設表示用テープの数量は、配管の水平長さとする。
- 5) 地中埋設管の埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。
- 6) 配管の防食処置の数量は、呼び径ごとの長さとする。

- (5) 圧力計、温度計、瞬間流量計等の数量は、形式、規格及び口径ごとの個数とする。
- (6) 支持金物及び吊り金物は、計測の対象としない。支持架台等は計測の対象とし、数量は質量とする。なお、同一の支持架台ごとの個数としてもよい。
- (7) 形鋼振れ止め支持の数量は、公共建築工事標準単価積算基準 第4章 機械設備工事（以下「標準単価積算基準（機械）」という。）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、数量は質量とする。
- (8) 防火区画等の貫通部の処理の数量は、口径又は断面積及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
- (9) スリーブの数量は、標準単価積算基準（機械）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、口径、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
- (10) デッキプレートの開口切断の数量は、標準単価積算基準（機械）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、口径ごとの個数とする。

(2) 保温工事

第2節 保温工事

1 適用範囲

空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、機器等の保温、断熱等に適用する。

2 計測の区分

保温工事は、施工上の分類及び関連材料により区分する。

3 計測・計算

- (1) 配管の保温の数量は、配管の長さとする。
- (2) 弁類、ストレーナ等の保温の数量は、呼び径 65 以上を計測の対象とし、個数とする。
- (3) 長方形ダクトの保温の数量は、ダクトの表面積とし、スパイラルダクト及び排煙円形ダクトの保温の数量は、ダクトの口径ごとの長さとする。
- (4) チャンバーの保温の数量は表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。
- (5) 吹出口・吸込口ボックスの内貼りの数量は、表面積とする。
- (6) 消音エルボの消音内貼りの数量は、表面積とする。
- (7) 機器及びタンク類の保温の数量は、表面積とする。
- (8) 煙道の断熱材の数量は、煙道の表面積とする。

(3) 塗装及び防錆工事

第3節 塗装及び防錆工事

1 適用範囲

空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、機器等の塗装・防錆に適用する。

2 計測の区分

塗装・防錆工事は、施工上の分類及び関連材料により区分する。

3 計測・計算

(1) 配管の塗装の数量は、配管の長さとする。

(2) ダクトの塗装の数量は、ダクトの表面積とする。

(3) チャンバーの塗装の数量は、表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。

(4) 機器及びタンク類の塗装の数量は、表面積とする。

(5) 煙突及び煙道の塗装の数量は、表面積とする。ただし、工場塗装されたものについては、計測の対象としない。

(6) 支持金物及び架台類の塗装の数量は、表面積とする。

(7) 文字標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数とする。

(8) 機器の防錆の数量は、表面積とする。ただし、工場防錆されたものについては、計測の対象としない。

(9) 支持金物及び架台類の防錆の数量は、鋼材の質量とする。

(4) 総合調整

第4節 総合調整

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備、給水設備、給湯設備及び消火設備の総合調整に適用する。

2 計測の区分

総合調整は、配管、ダクト及び機器に区分する。

3 計測・計算

(1) 配管系統の総合調整の数量は、配管の長さとする。ただし、直接暖房用蒸気管、通気管、油管、冷媒管、水道直結系統給水管、局所式給湯管等は、計測の対象としない。

(2) ダクト系統の総合調整の数量は、長方形ダクトの表面積及びスパイラルダクト、排煙円形ダクトの長さとする。

(3) 主機械室内の機器の総合調整の数量は、建物の延べ面積に対応した工数とする。

(4) 各階機械室内の機器の総合調整の数量は、ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機の台数とする。

(5) ファンコイルユニットの総合調整の数量は、ファンコイルユニットの台数とする。

(6) 総合調整に必要な電力、水、ガス、油等は、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、必要な数量とする。

2. 空気調和設備工事

(1) 機器

第2章 空気調和設備工事

第1節 機器

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備に用いる機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 機器の数量は、形式ごとの基数、台数又は組数とする。ただし、機器の附属品は、計測の対象としない。
- (2) 機器の予備品は、その仕様ごとの個数とする。
- (3) 機器の架台、支持金物等の数量は、質量とする。なお、同一の架台、支持金物等ごとの個数としてもよい。
- (4) 煙道の数量は、板厚及び寸法ごとの長さとする。

(2) ダクト工事

第2節 ダクト工事

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備のダクト、ダクト附属品、制気口、ダンパー及び計器その他に適用する。

2 計測の区分

ダクト設備は、施工上の分類及び関連材料により区分する。

3 計測・計算

- (1) ダクトの数量は、次による。
 - 1) ダクトの長さは、ダクト幅の中心線の長さとする。また、曲がり部及び分岐部のダクトは、中心線上を延長した直線を仮定して、その交点までの長さとする。
 - 2) 長方形ダクトの数量は、ダクト長さに周長を乗じた表面積とする。
 - 3) スパイラルダクト及び排煙円形ダクトの数量は、口径ごとの長さとする。
 - 4) フレキシブルダクトの数量は、材質、口径及び長さごとの本数とする。
 - 5) ダクトの数量は、ダンパー（定風量ユニット、変風量ユニットを含む。）及びたわみ継手による欠除はないものとする。
 - 6) 吹出口及び吸込口に接続するダクトの数量は、接続用ダクトを見込んだ長さとする。
 - 7) 漸小又は漸大するダクトの数量は、変形前後の最大寸法に長さを乗じた面積とする。
- (2) ダクト附属品の数量は、次による。
 - 1) チャンパーの数量は、表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。
 - 2) 吹出口・吸込口ボックスの数量は、表面積とする。ただし、既製ボックスは、個数とする。
 - 3) 消音エルボの数量は、係数値を用いた略算法による表面積とする。

- 4) 排気フードの数量は、材質及び形状ごとの個数とする。
 - 5) グリス除去装置の数量は、形式及び寸法ごとの個数とする。
 - 6) たわみ継手の数量は、接続するダクト又は機器の周長とする。ただし、送風機に接続するたわみ継手の数量は、送風機ごとの組数とする。
 - 7) 点検口の数量は、形状及び寸法ごとの個数とする。
- (3) 制気口及びダンパー（定風量ユニット、変風量ユニットを含む。）の数量は、次による。
- 1) 吹出口、吸込口の数量は、材質及び形状ごとの個数とする。
 - 2) 排煙口（開放装置を含む。）の数量は、形状及び寸法ごとの個数とする。開放装置を壁等に設置する場合の索道用電線管及び開放装置取付用裏ボックスは、別計上する。
 - 3) ダンパー（定風量ユニット、変風量ユニットを除く。）の数量は、種類、寸法及び形状ごとの個数とする。
 - 4) 定風量ユニット、変風量ユニットの数量は、形式及び風量ごとの台数とする。
 - 5) ベントキャップ、ウェザーカバー等の数量は、材質、形状、口径又は寸法ごとの個数とする。
- (4) 計器その他の数量は、次による。
- 1) 風量測定口の数量は、材質及び形式ごとの個数とする。
 - 2) 温度計の数量は、形式ごとの個数とする。
- (5) 支持金物及び吊り金物は、計測の対象としない。ただし、支持架台等は計測の対象とし、数量は質量とする。なお、同一の支持架台ごとの個数としてもよい。
- (6) 形鋼振れ止め支持の数量は、設計図書に記載がある場合に計測の対象とし、数量は質量とする。
- (7) 防火区画等の貫通部の処理の数量は、口径又は断面積及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
- (8) スリーブ及び箱入れの数量は、設計図書に記載がある場合に計測の対象とする。なお、スリーブの数量は、口径、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とし、箱入れの数量は、箱入れに用いる型枠の面積とする。

(3) 自動制御設備

第3節 自動制御設備

1 適用範囲

自動制御設備の機器、制御盤、その据付け及び計装工事に適用する。

2 計測の区分

自動制御設備は、自動制御機器、中央監視制御装置、自動制御盤及び計装工事に区分する。

3 計測・計算

- (1) 自動制御機器及び制御盤の数量は、形式ごとの個数又は面数とする。
- (2) 中央監視制御装置（周辺装置及び端末装置を含む。）の数量は、形式ごとの組数とする。
- (3) 計装工事における配管配線の数量は、第3編第1章第1節「配管・配線工事」に定めるところによる。

(4) 計装工事における、空気配管の数量は、本編第1章第1節「配管工事」に定めるところによる。

3. 給排水衛生設備工事

(1) 衛生器具設備

第3章 給排水衛生設備工事

第1節 衛生器具設備

1 適用範囲

給排水衛生設備の衛生器具及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

衛生器具は、衛生陶器、衛生器具ユニット及びその他の器具に区分する。

3 計測・計算

(1) 衛生陶器の数量は、種別及び規格ごとの組数とする。ただし、衛生陶器の附属品は、計測の対象としない。

(2) 衛生器具ユニットの数量は、種別及び規格ごとの組数とする。ただし、ユニットを構成する器具、配管材、ケーシング材等は計測の対象としない。

(3) 化粧棚、水石けん入れ、鏡等の数量は、形式ごとの個数又は枚数とする。

(2) 機器

第2節 機器

1 適用範囲

給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房機器設備の機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 機器の数量は、形式ごとの基数、台数又は組数とする。ただし、機器の附属品は、計測の対象としない。

(2) 機器の予備品は、その仕様ごとの個数とする。

(3) 機器の架台、支持金物等の数量は、質量とする。なお、同一の架台、支持金物等ごとの個数としてもよい。

(3) 器具

第3節 器具

1 適用範囲

給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備の器具及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 水栓類、排水金物等の数量は、その形式及び規格ごとの個数とする。

- (2) 屋内消火栓箱、屋外消火栓箱、放水用器具格納箱、送水口等の消火設備の器具の数量は、形式及び規格ごとの個数又は組数とする。

(4) 桧類

第4節 桧類

1 適用範囲

給水設備及び排水設備の桧類に適用する。

2 計測の区分

桧類は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 弁桧、量水器桧等の数量は、桧の種類、ふたの種類、形状、寸法及び深さごとの組数とする。
- (2) 排水桧の数量は、桧の種類、ふたの種類、形状及び設計地盤から管底までの深さごとの組数とする。

(5) ガス設備

第5節 ガス設備

1 適用範囲

都市ガス設備及び液化石油ガス設備に適用する。

2 計測の区分

配管、塗装・防錆、機器及び器具により区分する。

3 計測・計算

- (1) 都市ガス設備の数量は、ガス事業者の規定による。
- (2) 液化石油ガス設備の配管の数量は、本編第1章第1節「配管工事」による。
- (3) 液化石油ガス設備の塗装・防錆工事の数量は、次による。
- 1) 配管の塗装の数量は、配管の長さとする。
- 2) 充てん容器等の塗装の数量は、表面積とする。
- (4) 液化石油ガス設備の充てん容器等の数量は、形式ごとの組数とする。
- (5) 液化石油ガス設備のガス栓及びバルブの数量は、その形式、規格ごとの個数とする。

4. 改修工事

第4章 改修工事

本章に特記なき事項は、本編第1章「共通工事」、第2章「空調設備工事」、第3章「給排水衛生設備工事」に定めるところによる。

(1) 撤去・取外し工事

第1節 撤去・取外し工事

1 適用範囲

機械設備工事の撤去・取外し工事に適用する。

2 計測の区分

機器、配管、ダクト、保温、基礎等に区分する。

3 計測・計算

(1) 撤去・取外しの数量は、本編第1章「共通工事」、第2章「空調設備工事」、第3章「給排水衛生設備工事」に定めるところによるほか、次による。

1) 配管の撤去・取外しに伴う、弁類、防振継手、伸縮管継手、フレキシブルジョイント等の撤去・取外しの数量は、原則として呼び径 65 以上を対象とし、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。

2) コンクリート基礎の撤去の数量は、基礎面積に高さを乗じた体積とする。

3) 屋外の柵を撤去する場合、300×300 以下の柵の土工事は計測の対象としない。300×300 を超える柵の土工事は、計測の対象とする。

(2) あと施工アンカー

第2節 あと施工アンカー

1 適用範囲

機器、配管及びダクトの吊り・支持・固定に用いるあと施工アンカーに適用する。

2 計測の区分

あと施工アンカーは、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) あと施工アンカーの数量は、次による。

1) 配管及びダクトの吊り・支持に用いる、あと施工アンカーの数量は、対象配管等の長さに 0.7 を乗じて算出した換算長さを、支持間隔で除した数値を切り上げた個数とする。ただし、長方形ダクトについては、その個数を2倍した数量とする。

2) 形鋼振れ止め支持に用いるあと施工アンカーは、計測の対象としない。

3) あと施工アンカーの性能確認及び施工後確認試験の数量は、設計図書の記載内容に基づいた箇所数とする。

(3) 切断・分岐・閉塞

第3節 切断・分岐・閉塞

1 適用範囲

配管、ダクトの切断・分岐・閉塞に適用する。

2 計測の区分

切断・分岐・閉塞は、配管、ダクト及び保温の有無に区分する。

3 計測・計算

(1) 配管の切断・分岐・閉塞の数量は、次による。

1) 配管の切断及び分岐の数量は、切断又は分岐される既設配管の管種、保温の有無及び呼び径ごとの箇所数とする。ただし、既設配管に予め分岐のための接続措置が施されている場合又は弁類への接続は、計測の対象としない。

2) 既設配管の端部閉塞処置の数量は、呼び径ごとの箇所数とする。

3) インバート改修の数量は、桝規格ごとの箇所数とする。

(2) ダクトの分岐・閉塞の数量は、次による。

1) ダクトの分岐の数量は、接続される既設ダクトの1 m分の面積又は長さとする。ただし、設計図書により対象範囲が記載されている場合は、その数量とする。

2) 既設ダクトの閉塞処置の数量は、閉塞部の開口面積ごとの箇所数とする。

(4) 清掃・洗浄・消毒

第4節 清掃・洗浄・消毒

1 適用範囲

タンク類、再使用資機材及び撤去資機材の清掃・洗浄・消毒に適用する。

2 計測の区分

清掃・洗浄・消毒は、対象資機材ごとに区分する。

3 計測・計算

(1) タンク類の清掃・洗浄・消毒の数量は、種類及び方式ごとの面積、基数並びに箇所数とする。

(2) 再使用資機材の清掃・洗浄・消毒の数量は、種類及び方式ごとの箇所数又は個数とする。

(3) 撤去資機材の洗浄の数量は、種類及び方式ごとの箇所数又は個数とする。

(5) 文字標識等

第5節 文字標識等

1 適用範囲

空気調和設備工事及び給排水衛生設備工事の文字標識等に適用する。

2 計測の区分

文字標識等は、空気調和設備及び給排水衛生設備に区分する。

3 計測・計算

文字標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積、内容等により補正した工数とする。

(6) 総合調整

第5節 総合調整

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備、給水設備、給湯設備及び消火設備の総合調整に適用する。

2 計測の区分

総合調整は、配管、ダクト及び機器に区分する。

3 計測・計算

- (1) 配管系統の総合調整の数量は、設計図書に記載された配管の長さとする。ただし、記載がない場合は、改修対象となる配管の長さとする。
- (2) ダクト系統の総合調整の数量は、設計図書に記載された長方形ダクトの表面積及びスパイラルダクト、排煙円形ダクトの長さとする。ただし、記載がない場合は、改修対象となるダクトの表面積又は長さとする。
- (3) 主機械室内機器の総合調整の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積、内容等により補正した工数とする。

第4編 公共建築工事共通費積算基準の運用（設備工事のみ適用分）

第1章 共通費の区分と内容

都市ガス設備工事（内管工事）の共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分せず、ガス事業者の見積書に記載された諸経費を一式として計上する。

（設計変更における工事費）

落札率の計算については下記の通りとする。

当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除し、小数点第5位を切り捨てた値とする。

第2章 その他

1. 「積算基準等資料」 第3編第1章4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の適用について

大阪市内の別敷地の同種の工事を一括して発注する場合

大阪市内は近接した敷地として扱い、共通仮設費、現場管理費は、一括して算定する。

共通仮設費率、現場管理費率は、近接する敷地の直接工事費の合計額及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額及び工期に対応する現場管理費率とする。

一般管理費等は、それぞれの工事原価の合計額に対する一般管理費等率として算定する。

（例）〇〇学校外△校高圧コンデンサ取替修繕工事

〇〇学校外△校特別支援教室冷房電気設備工事

〇〇学校外△校便所自動洗浄化改修工事